平成２６年（フ）第６２号
静岡県伊豆市上白岩814番地
債務者　佐藤みつ代
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３８号
高知市十津５丁目20番10号　コーポ十津202
債務者　古垣　　誠
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５６号
高知市若松町９番27号　ベイハウスＢ―31
債務者　古川　文海
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４５号
沖縄県那覇市壺川１丁目18番１号　大盛アパート１－Ｄ
債務者　金城　武雄
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４６号
沖縄県那覇市壺川１丁目18番１号　大盛アパート１－Ｄ
債務者　金城美津子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４７号
沖縄県島尻郡与那原町字上与那原352番地の２　ウイング与那原505号
債務者　外間奈々子（旧姓安里）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４９号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目322番地９　サンライズ　シン　ドリーム203
債務者　稲嶺　直人
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第５０号
沖縄県那覇市字真地272番地１　アメニティーパーク奥川101
債務者　仲地　政司
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第５１号
沖縄県豊見城市字上田566番地　大盛アパート203号
債務者　新垣　由紀
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１６０号
富山県砺波市太田2062番地10
債務者　井上　外尾
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１０号
岐阜県可児市皐ケ丘５丁目120番地
債務者　河野　省一
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１５号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩2863番地17、前住所
岐阜県美濃加茂市加茂野町稲辺488番地３
債務者　下地とよ子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第２０号
三重県桑名市三ツ矢橋36番地15　キャッスルハイツ桑名203
債務者　山村麻土加
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
三重県桑名市赤尾台４丁目64番地　ラ・フォーレ赤尾台Ｂ棟１－Ｄ号
債務者　森　　亜矢
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
三重県員弁郡東員町大字長深2600番地
債務者　平川　裕美
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
滋賀県彦根市古沢町749番地　106号、前住所
三重県鈴鹿市末広東11番40号グローリーフォレストＢ棟203号室
債務者　後藤　弘樹
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１４０号
京都市南区吉祥院西ノ庄東屋敷町80番地の１　西大路ハイツ202号室
債務者　梶山　敦士
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係